

4 各対象団体別の監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) 一般財団法人広島市職員互助会

ア 団体概要

名 称	一般財団法人 広島市職員互助会		
主 管 部 署	企画総務局 人事部 福利課		
沿 革	昭和 37 年 12 月 広島市職員互助会条例により任意団体として設立 (旧広島市共済組合から分離設立) 昭和 59 年 4 月 広島市職員互助会設置規則に基づき 財団法人広島市職員互助会設立 平成 25 年 10 月 一般財団法人へ移行		
設 立 目 的	広島市の職員の福利厚生及び広島市民の福祉の増進を図り、もって公務の円滑かつ能率的な運営を確保するとともに公共福祉の向上に寄与することを目的とする。		
事 業 概 要	(1) 広島市が行う福利厚生事業の受託 (2) 広島市民の便益に資するための広島市役所庁舎内における販売事業等 (3) 会員の福利厚生に関する事業 (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業		
出 資 の 状 況	広島市職員互助会 10,000 千円 (100%) (設立時の任意団体の剰余金が原資)		
組 織 体 制	<u>役員</u> の状況 (H24 年度末)		
	役員等	うち市職員(派遣含む)	うち市退職者
	42 名 (うち常勤 なし)	42 名 (うち常勤 なし)	—
	<u>職員</u> の状況 (H24 年度末)		
職員	うち市派遣職員	うち市退職者	
15 名 (うち常勤 12 名)	2 名 (うち常勤 2 名)	1 名 (うち常勤 なし)	
注) 職員の状況中、団体から人件費が支給されているのは次のとおりである。 市派遣 2 名、団体職員 5 名、団体嘱託 2 名、市退職者 1 名			

イ 事業状況

(7) 貸借対照表

(単位：千円)

科目/年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
資産合計	1,560,147	1,573,232	1,450,852	1,251,487	1,134,147
流動資産計	1,501,337	1,539,699	1,413,976	1,212,097	1,093,377
うち現金預金	1,314,885	1,364,070	1,282,120	1,088,994	980,002
うち未収金	36,549	48,172	13,170	7,411	12,923
固定資産計	58,810	33,532	36,876	39,390	40,770
うち基本財産	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
うち特定資産	47,244	22,076	25,484	28,065	29,991
負債合計	372,597	402,526	361,554	241,695	249,110
流動負債計	267,771	330,082	292,147	178,029	219,118
うち未払金	61,015	97,179	51,807	44,580	72,679
うち預り金	206,756	232,902	240,339	133,448	146,439
正味財産合計	1,187,549	1,170,705	1,089,298	1,009,792	885,036
指定正味財産計	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
一般正味財産計	1,177,549	1,160,705	1,079,298	999,792	875,036

(4) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

科目/年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
経常収益	726,721	698,868	522,853	473,350	543,781
うち掛金収入	220,168	216,646	208,953	205,505	202,936
うち手数料収入	89,983	82,841	76,311	71,090	66,406
うち市助成金収入	220,176	216,624	130,638	128,476	126,824
うち他会計繰入額	25,244	51,271	18,737	20,040	101,253
経常費用	705,024	715,668	604,262	552,857	669,084
うち一般給付金	293,302	312,229	76,951	80,278	75,836
うち特別掛金給付金			216,616	184,431	156,801
うちクリーニング行事費	48,964	52,096	49,583	48,003	56,780
うち借上厚生施設費	43,082	42,426	42,205	42,416	41,929
うち給付費	51,986	31,590	25,268	21,983	39,818
うち管理費	213,926	199,089	151,564	138,621	208,267
うち職員費	84,422	71,569	64,800	61,566	58,324
うち委託料	47,198	46,291	45,822	34,930	105,160
うち他会計繰出額	11,564	51,271	18,737	20,040	101,253
当期経常増減額	21,697	△16,800	△81,408	△79,506	△125,302
一般正味財産期末残高	1,177,549	1,160,705	1,079,298	999,792	875,036
指定正味財産期末残高	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
正味財産期末残高	1,187,549	1,170,705	1,089,298	1,009,792	885,036

注) H22年度決算までの数値は、総括表が作成されていないため、監査人が各経理区分の合計を計算している。また、H20年度決算における経常収益(他会計繰入額)と経常費用(他会計繰出額)の差は、職員費(人件費)及び他会計繰入額に係る会計処理の誤りによるものである。

※出所「本団体 事業報告書」及び「本団体 決算報告書」を基に監査人作成

ウ 市財政関与の概要

(ア) 補助金等

(単位：千円)

補助金等名	内容	H24 年度決算額	検出事項
一般給付助成金 (共済費)	会員に対する、結婚、入学、卒業及び出産に係る給付に対する助成 給付の詳細は「エ 本団体が実施している福利厚生事業等の概要 (ア) 給付金の給付」に記載	37,918	意見(ア) 意見(イ) 意見(ロ) 意見(カ)
育成助成金 (共済費)	市職員等の会員の元気回復、健康増進等を目的として実施している事業に対する助成 事業の詳細は「エ 本団体が実施している福利厚生事業等の概要 (イ) 育成振興事業」に記載	88,906	

(イ) 委託料

該当なし

(ロ) 公有財産の使用許可又は貸付

(単位：千円)

場所	内容	H24 年度 市使用料等決算額	検出事項
鷹野橋職員会館 (普通財産)	体育ホール、サークル室、娯楽室等	—	意見(ウ) 意見(エ)

※出所「本団体 事業報告書」及び「本団体 決算報告書」等を基に監査人作成

エ 本団体が実施している福利厚生事業等の概要

本団体が実施している福利厚生事業等の概要は次のとおりである。

【本団体の各経理会計における事業の概要】

会計	事業概要	H24 年度経常収益の内容 (経費の財源)	備考
給付・育成経 理会計	会員等に対する給付金の給付、 育成振興事業の実施 (詳細は、別途説明)	基本財産運用益 会員掛金 市助成金 水道局等負担金 施設利用等負担金 預金等受取利息 互助年金経理会計からの繰入金	繰入金は、 互助年金経理 会計の廃止に 伴うもので H24 年度限り である。
貸付経理会計	会員等に対する貸付 (生活資金、低公害車等購入資 金等)	貸付利息 預金等受取利息 雑収入	平成 25 年 9 月 末新規貸付 停止
互助年金経理 会計	会員等に対する年金等の給付	利息及び配当金 (年金信託等)	平成 24 年 8 月 末制度廃止
事業経理会計	会員等に対する生命保険等団 体取扱、物資販売 (売店等)、 物品貸付 (貸衣装等)	特定資産受取利息 手数料収入 商品売上収入 切手売捌収入 物品貸付収入 預金等受取利息 雑収入	
東京会館経理 会計	東京都内における宿泊等施設 の運営	利用料収入 受取利息 雑収入 事業経理会計からの繰入金	平成 25 年 3 月 末事業廃止

※出所「本団体 事業報告書」及び「本団体 決算報告書」を基に監査人作成

上記の経理会計中、市助成金が経費の財源の一部になっている「給付・育成経理会計」
の決算状況は次のとおりである。

【給付・育成経理貸借対照表】

(単位：千円)

科目/年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
資産合計	796,282	796,890	653,759	596,773	603,270
流動資産計	785,247	785,864	642,738	585,760	592,791
現金預金	779,728	781,974	639,380	582,722	588,845
未収金	5,519	3,890	3,357	3,037	3,946
固定資産計	11,034	11,026	11,020	11,012	10,479
基本財産	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
その他固定資産	1,034	1,026	1,020	1,012	479
負債合計	52,747	90,418	39,652	39,076	51,340
流動負債計	52,747	90,418	39,652	39,076	51,340
未払金	51,114	90,237	39,064	38,949	49,244
預り金	1,632	181	588	127	2,095
正味財産合計	743,534	706,472	614,106	557,696	551,930
指定正味財産計	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
一般正味財産計	733,534	696,472	604,106	547,696	541,930

【給付・育成経理正味財産増減計算書】

(単位：千円)

科目/年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
経常収益	462,632	457,214	360,019	353,137	423,663
基本財産運用益	30	44	44	44	45
掛金収入	220,168	216,646	208,953	205,505	202,936
一般給付掛金			38,475	40,139	37,918
特別給付掛金	220,168	216,646	92,120	88,301	88,917
育成掛金			78,357	77,064	76,101
市助成金収入	220,176	216,624	130,638	128,476	126,824
一般給付助成金			38,475	40,139	37,918
育成助成金	220,176	216,624	92,162	88,337	88,906
受取負担金	19,822	20,849	19,461	18,618	19,958
共済組合受取負担金(注)	750	556	41	16	101
水道局受取負担金	2,782	2,722	2,573	1,958	2,905
借上厚生施設負担金	10,434	10,163	10,156	9,733	9,634
健康増進事業等負担金	5,855	7,407	6,690	6,911	7,318
雑収入	2,434	3,049	920	491	485
受取利息	2,367	1,439	755	419	389
雑収入	66	1,610	165	72	96
他会計繰入額	-	-	-	-	73,412
経常費用	450,221	494,277	452,386	409,547	429,976
給付金	293,302	312,229	293,567	264,709	232,637
一般給付金			76,951	80,278	75,836
特別掛金給付金	293,302	312,229	216,616	184,431	156,801
育成振興費	115,214	119,348	111,463	109,674	115,885
作品展費	466	450	413	-	407
体育行事費	7,408	7,556	6,854	5,381	6,459
レクリエーション行事費	48,964	52,096	49,583	48,003	56,780
サークル育成費	11,937	13,396	8,842	10,268	6,717
図書費	3,340	3,372	3,563	3,510	3,591
借上厚生施設費	43,082	42,426	42,205	42,416	41,929
雑支出	15	50	-	94	-
雑支出	-	-	-	-	101
管理費	41,704	27,419	47,356	35,164	81,352
職員費	12,254	-	16,721	17,316	17,079
法定福利費	1,389	-	2,267	2,314	2,332
福利厚生費	35	-	62	72	73
旅費	-	-	97	243	163
需用費	8,507	8,216	8,181	4,838	13,883
通信運搬費	224	225	534	675	612
器具備品減価償却費	7	7	7	7	1
支払手数料	677	664	653	1,084	1,063
保険料	47	47	47	47	45
公課費	4	3	77	21	7
委託料	16,110	15,675	15,700	5,735	43,919
雑費	2,446	2,579	3,004	2,806	2,170
事業経理会計への繰出額	-	35,280	-	-	-
当期経常増減額	12,410	△37,062	△92,367	△56,409	△6,313

注) 共済組合受取負担金について、平成21年度までは健康保険組合受取負担金

※出所「本団体 決算報告書」を基に監査人作成

(7) 給付金の給付 (H24 年度決算額 232,637 千円)

会員等に給付している平成 24 年度における給付金の概要は、次のとおりである。

なお、一般給付金は民間企業で福利厚生として採用しているものを参考にして区分しており、財源の 2 分の 1 に市の助成金が充てられている。一般給付金以外の給付金を特別掛金給付金としており、これは、会員からの掛金を財源としている。

また、ここ数年間で廃止された給付金があり、残存している給付金も給付金額は少なくなってきた。さらに、今後も見直されることとなっている。

【各種給付金の一覧】

種別	給付条件	給付額	H24 年度 決算額 (千円)	備考 (H24 年度 実績)	
一般給付	結婚祝金	会員が結婚したとき。	70,000 円	20,650	295 件
	入学祝金	会員の子が小学校・中学校に入学したとき。	25,000 円	20,275	811 件
	卒業祝金	会員の子が中学校・高等学校を卒業したとき。	25,000 円	24,300	972 件
	出産祝金	会員又は会員の配偶者が出産したとき。	27,000 円	10,611	393 件
特別掛金給付	永年会員祝金	会員が会員期間 10・20・30 年に達したとき。 非常勤会員が会員期間 20 年に達したとき。	会員 10 年 25,000 円 20 年 35,000 円 30 年 45,000 円 非常勤 20 年 13,000 円	30,248	878 件
	永年会員慰労旅行券	(1)会員期間が 20 年になった年度の翌年度 (2)会員期間 10 年以上の会員が 50 歳になった年度 (3)50 歳以上の会員が会員期間 10 年になった年度の翌年度 (4)会員期間が 30 年になった年度の翌年度 (5)会員期間 10 年以上の会員が定年に達する年度の翌年度	(1)~(3)のうち 1 回 50,000 円の旅行券引替券 ただし、H14. 3. 31 現在の年齢が 49 歳以下の者は 60,000 円 (4)~(5)のうち 1 回 80,000 円の旅行券引替券 ただし、H14. 3. 31 現在の年齢が 49 歳以下の者は 90,000 円	42,160	560 件
	香げ料及び家族香げ料	会員が死亡したとき。 会員の配偶者、父母、子が死亡したとき。	会員 100,000 円 配偶者 50,000 円 父母 40,000 円 子 50,000 円	13,490	327 件
	療養見舞金	会員が負傷又は疾病により引き続き 1 か月を超えて療養のため勤務することができないとき。	50,000 円	7,900	158 件
	育児休業見舞金	会員(非常勤会員を除く。)が 6 月又は 12 月の期末手当及び勤勉手当の支給基準日に育児休業中の場合(育児休業に係る子が、1 歳に達する日までの育児休業中の場合に限る。)に、当該会員に期末手当及び勤勉手当が支給されないとき。	50,000 円	5,450	109 件

種別		給付条件	給付額	H24 年度 決算額 (千円)	備考 (H24 年度 実績)
特別掛金給付 (続き)	ライフプラン給付	会員（非常勤会員を除く。）が 55 歳に達する日の属する年度 非常勤会員が 60 歳に達する日の属する年度（ただし、非常勤会員としての引き続いた会員期間が 5 年以上の会員とし、会員期間が 5 年未満の会員は 5 年に達する年度に支給する。）	会員 25,000 円の食事券 非常勤 10,000 円の食事券	10,204	5,676 件
	せん別金	会員（非常勤会員を除く。）が退会したとき。 非常勤会員が退会したとき。（ただし、会員期間は非常勤会員としての引き続いた期間）	会員期間 5～10 年未満 15,000 円 会員期間 10～15 年未満 45,000 円 会員期間 15～20 年未満 55,000 円 会員期間 20～30 年未満 75,000 円 会員期間 30 年以上 100,000 円 非常勤会員 5～10 年未満 13,000 円 非常勤会員 10～15 年未満 26,000 円 非常勤会員 15～20 年未満 36,000 円 非常勤会員 20 年以上 50,000 円	37,769	489 件
	特別せん別金	50 歳以上の会員が退会したとき。 ただし、会員が死亡により退会した場合は対象外 (H24 年度末制度廃止)	会員 50,000 円 非常勤会員 30,000 円 (60 歳以上かつ会員期間通算 10 年以上)	9,580	376 件

※出所「福利厚生の手びき 2011」及び「本団体 事業報告書」を基に監査人作成

(イ) 育成振興事業 (H24 年度決算額 115,885 千円)

育成振興事業とは、市職員等の会員の元気回復、健康増進等を目的として本団体が実施している事業であり、その概要は次のとおりである。

【育成振興事業の概要】

区分	目的	助成額	H24 年度 決算額 (千円)	備考 (H24 実績等)
総合文化祭 (全会員)	会員が余暇を利用して日頃研鑽した余技を一般に発表し会員の文化性の向上を図るため	※平成 18 年度から奨励金廃止 決算額は開催経費	407	作品展出品数 39 点 サークル発表 3 サークル 75 人
総合体育祭 (全会員)	会員の元気回復及び会員相互の親睦を図りもって勤務効率の増進に資するため	ブロック大会及び本大会 (競技用具、会場借上料、賞品代、飲物代等)	3,813	参加人員 3,372 人 (H24 実績)
体育行事助成 (職場単位)	会員の健康増進、職場の親睦を図るため	職場単位で実施する保健体育行事に対して交付 年 1 回 1 人 2,000 円	2,645	対象者数 1,551 人 実施率 10.7% (H24 実績)
文化娯楽行事助成 (全会員)	会員が余暇時間を充実することにより、心身の健康増進と活力の回復を図るため	映画館入場補助券 1 枚 300 円 1 人 15 枚 プレイガイド利用補助券 1 枚 500 円 1 人 6 枚 プロ野球・プロサッカー観戦 2/3 補助 抽選 広響コンサート、演劇等鑑賞会 2/3 補助 抽選 菓子博、遊園地等 2/3 補助 スポーツセンター・ファミリープール利用補助 半額補助 クラブハウス利用補助 2/3 補助 年 4 回	64,990	31,617 枚 (1 人当たり 2.18 枚) 20,103 枚 (1 人当たり 1.38 枚) 5,525 人分 (野球 4,479 人、 サッカー 1,046 人) 847 枚 (広響 199 枚、 演劇 648 枚) 22,598 枚 (うち菓子博 18,665 枚) 1,869 人 (スポーツ 1,251 人、 プール 618 人) 701 人
体育・文化サークル助成 (サークル)	サークル活動を豊富なものとし部員増加と実績向上を目指すため	サークル負担額対互助会 助成額 = 1 : 1 (本大会参加旅費は別途)	6,717	体育 (24) 467 人 文化 (13) 236 人
図書 (全会員)	職員休憩室に図書を購入し職員の利用に供し教養の向上に役立てるため	本庁 年 6 回配本 本庁以外 年 3 回配本	3,591	本庁 733 冊 本庁以外 2,304 冊
借上厚生施設 (全会員)	会員のニーズに対応した付加価値の高いホテル等を借り上げて利用を図るため	利用者負担額 (1 泊 1 人) 中学生以上 2,000 円 小学生 1,000 円 抽選	41,929	借上厚生施設 13 年間借上室数 2,454 利用室数 1,765 利用人数 5,158 人
鷹野橋職員会館 (全会員)	職場、会員等の余暇時間における親睦増進と元気回復等を図るため	職員クラブ以外は無料 (部外者は有料)	29,032	利用人数 23,668 人 (H24 実績)

※出所「本団体 事業報告書」等を基に監査人作成

オ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

カ 監査の意見

(ア) 本団体の設立目的と借上厚生施設の利用者範囲の整合性の確保及び運用の見直しについて

【現状】

市は、本団体に対して、広島市職員互助会設置規則（以下、この項において「設置規則」という。）に基づき、平成 24 年度においては、会員の給料の総額に 1,000 分の 2.5 を乗じて得た金額を助成金として交付している。一方、本団体の会員は給料の総額に 1,000 分の 4 を乗じて得た金額を掛金として本団体に支払っている。

設置規則の規定は次のとおりである。

【広島市職員互助会設置規則】

（趣旨）

第 1 条 この規則は、本市職員の福利厚生を目的として組織する職員互助会（以下「互助会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第 3 条 互助会は、会員に対する給付、貸付けその他の福利厚生事業を行うものとする。

（掛金）

第 5 条 互助会の会員は、互助会の事業に要する経費に充てるため、規約の定めるところにより、会員の給料に 1,000 分の 4 を乗じて得た額の掛金を負担する。

（助成措置）

第 6 条 市長は、互助会の健全な育成を図るため、互助会に対し、毎年度予算の範囲内において、次に掲げる金額を助成する。ただし、互助会がその年度において行うこととしていた事業の一部を停止し、又は廃止したときは、その一部を助成しないことができる。

（1）会員の給料の総額に 1,000 分の 2.5 を乗じて得た金額

（2）福利厚生施設の運営に要する経費の範囲内において市長が必要と認める金額

2 互助会が、新たに福利厚生施設を設置する場合若しくは既設の福利厚生施設を増改築する場合において多額の経費を必要とするとき又は互助会の経費に不足を生じたために業務の執行が不可能となつた場合には、市長は、予算の定めるところにより、その必要な経費の範囲内において助成金を交付するものとする。

第 7 条 市長は、互助会の業務の執行に必要な範囲内において、その職員をして互助会の事務に従事させ、又は市の施設を無償で互助会の利用に供することができる。

※出所「広島市職員互助会設置規則」から抜粋

本団体は、「エ 本団体が実施している福利厚生事業等の概要」に記載している事業を実施している。

その事業のうち、育成振興事業として、借上厚生施設事業を実施している。

借上厚生施設事業は、本団体がホテル等の宿泊施設を借り上げ、会員等がそれらの宿泊施設を利用する際、1泊1人当たり 2,000 円（小学生は 1,000 円）の負担で宿泊できるものである。

借上厚生施設の利用等に係る本団体における規定は次のとおりである。

【借上厚生施設に係る利用者の範囲に関する規定】（下線は監査人が付加）

（この規程の趣旨）

第1条 この規程は、財団法人広島市職員互助会運営規則（昭和59年互助会規則第1号）第23条の規定に基づき、会員及びその家族の福利厚生を目的に設置する借上厚生施設（以下「施設」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用者の範囲）

第3条 施設を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 広島市職員及びその家族
- (2) 財団法人広島市職員互助会及び広島市職員共済組合の職員並びにその家族
- (3) 広島市退職職員及びその家族
- (4) その他理事長が別に認める者

※出所「財団法人広島市職員互助会借上厚生施設の設置及び利用規程」から抜粋

市が本団体に助成し事業を実施する根拠といえる地方公務員法第42条及び設置規則には、次のとおり規定されている。

【地方公務員法における福利厚生事業の根拠規定】（下線は監査人が付加）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資することを目的とする。

（この法律の効力）

第2条 地方公務員（地方公共団体のすべての公務員をいう。）に関する従前の法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程の規定がこの法律の規定に抵触する場合には、この法律の規定が、優先する。

（この法律の適用を受ける地方公務員）

第4条 この法律の規定は、一般職に属するすべての地方公務員（以下「職員」という。）に適用する。

2 この法律の規定は、法律に特別の定がある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない。

（厚生制度）

第42条 地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。

※出所「地方公務員法」から抜粋

【設置規則における福利厚生事業の根拠規定】（下線は監査人が付加）

（この規則の趣旨）

第1条 この規則は、本市職員の福利厚生を目的として組織する職員互助会（以下「互助会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 互助会は、次に掲げる者を除き、本市職員（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者及びこれに準ずる者として市長が認める者を含む。）並びに互助会及び広島市職員共済組合の役員及び職員を会員として組織する。

(1) 臨時的に任用される職員

(2) 非常勤の役員及び職員（これらの者のうち、週28時間45分以上勤務に服することを条件として雇用される者を除く。）

（事業）

第3条 互助会は、会員に対する給付、貸付けその他の福利厚生事業を行うものとする。

※出所「広島市職員互助会設置規則」から抜粋

市によると、「平成3年5月24日付けの自治省行政局長通知『地方公務員等に係るライフプラン推進計画の策定について』において、次のとおり、退職者に係るシニアサービスについても職員の福利厚生に関するライフプラン推進計画に盛り込むこととされている。市は、この通知を受け、平成6年4月に『広島市職員ライフプラン推進計画』を策定している。その中で、退職者に係るシニアサービスとして『厚生施設の利用』を主要施策としており、市退職者を対象として規定している。」とのことである。

【地方公務員等に係るライフプラン推進計画の策定について（自治省通知）】

地方公共団体においては、従来の厚生福利計画を見直し、職員の生涯生活の充実という新たな視点に立った総合的な計画であるライフプラン推進計画を策定し、これらの施策を計画的・効率的に遂行することが適切であると考えられるので、下記の点に留意の上、施策の充実を期されたい。

第1 ライフプラン推進計画の策定主体等

1 策定主体

ライフプラン推進計画は、当該地方公共団体の長が定める。

2 計画期間及び実施計画

ライフプラン推進計画は中長期的視点から定めるものであるが、その実施計画を定めることが望ましい。

第2 ライフプラン推進計画に盛り込まれる事項

ライフプラン推進計画には、以下のような項目について定める。

1～5 略

6 退職者に係るシニアサービス

地方公務員等の退職者が生きがい、健康、経済等の面において充実したゆとりある人生を送れるようにするための各種の施策、サービス

第3 ライフプラン推進計画策定上の留意点

1 共済組合等との協力・連携

ライフプラン推進計画の策定に当たっては、共済組合、職員互助団体等との協力・連携に十分留意し、これらの団体の事業とあいまって地方公務員等の福祉が総合的に推進されるよう配慮すること。

2 団体性、地域性の配慮

ライフプラン推進計画の策定に当たっては、当該地方公共団体の規模、地域の特性、民間との均衡の確保、住民に対する一般行政施策等との調和・連携に留意すること。

第4 ライフプラン推進計画の策定体制の整備

ライフプラン推進計画の策定に当たっては、必要に応じ、「ライフプラン推進計画策定委員会」を設ける等所要の体制の整備を図ること。

※出所「H3. 5. 24 付け 各指定都市市長あて自治省行政局長通知」から抜粋

地方公共団体が実施すべき福利厚生事業の対象に関して、地方公務員法では、職員（一般職に属するすべての地方公務員）と規定されており、設置規則では、本市職員の福利厚生を目的として、会員（本市職員、互助会及び広島市職員共済組合の役員及び職員）に対する給付等福利厚生事業を行うと規定されている。

自治省行政局長通知及び市のライフプラン推進計画を見ると、退職者に係るサービスも、市における福利厚生事業の一環として位置付けられている。

一方、自治省行政局長通知及び市のライフプラン推進計画において、一般住民に対する施策との調和や均衡に配慮することとされている。この点に関し、自治省（現 総務省）から示されているライフプラン推進計画の策定要領にも、次のとおり記載されている。

【ライフプラン推進計画策定要領（自治省通知）】

6 退職者に係るシニアサービス

なお、シニアサービスが退職者に対する施策、サービスであることから、民間との均衡、地方公共団体が一般住民を対象として実施する長寿社会対策等との調和、提携等について留意しつつ、その内容、水準、範囲等を適切に定め、段階的にその推進を図っていくことが適当である。

※出所「H3. 5. 24 付け 自治省行政局公務員部福利課長通知」から抜粋

本団体の規程では、市退職者及びその家族が、市職員を含む本団体の会員及びその家族と同列に規定されている。実際の運用においては、会員の利用申し込みがない場合に限り市退職者の利用を認めているとのことである。

平成24年度の借上厚生施設の利用者5,158人中94人が市退職者及びその家族である。

この市退職者及びその家族の利用について、自己負担1人1泊2,000円で利用できること、本団体の借上料との差額を本団体が負担していること及び本団体の負担の一部は市の助成金を財源としていることは、会員及びその家族と同じものとなっている。

【課題】

設置規則において、本団体は「本市職員の福利厚生を目的として組織する」と規定されている。

本団体の規程においても、借上厚生施設は「会員及びその家族の福利厚生を目的に設置する」と規定されている。

退職者に係るサービスが市における福利厚生事業の一環として位置付けられているといっても、本団体及び借上厚生施設の設立目的は、市職員を含む会員を対象としていることから、市退職者を利用者として市職員と同列に列挙し、利用者負担も同一となっている現在の規程及び運用は、設立目的と整合していないように見受けられる。

また、自治省からの通知には、シニアサービスが退職者に対する施策、サービスであることから、民間との均衡、地方公共団体が一般住民を対象として実施する長寿社会対策等との調和、提携等について留意しつつ、その内容、水準、範囲等を適切に定め、段階的にその推進を図っていくことが適当であるとされている。

住民に対して実施する長寿社会対策等は、高齢化の進展、国、県の政策及び市財政状況の変化等に伴い変化するものであり、退職者に対する施策及びサービスについても、随時見直すことが必要であると考ええる。

【改善案】

借上厚生施設の設置及び利用に係る規程上の利用者の範囲を見ると、市退職者及びその家族が会員と同列に列挙されている。この規定は設立目的と整合していないように見受けられるため、整合するよう見直すことが望まれる。

ライフプラン推進計画策定当時から見ると、宿泊施設及びその利用に関する環境は変化しており、市退職者を取り巻く環境や一般住民を対象として実施する長寿社会対策等も変化している。

市は、このような変化を踏まえ、また、民間との均衡、地方公共団体が一般住民を対象として実施する長寿社会対策等との調和、提携等について留意し、市退職者及びその家族の利用に係る負担割合の見直し等について、関係機関と協議の上、検討することが望ましい。

(イ) 市助成金に関する助成目的、対象経費等の明確化について

【現状】

本団体に対する助成金の支出に当たり、助成金の総額は広島市職員互助会設置規則で規定されている。

また、次のとおり、市助成金は一般給付に係る給付金総額の5割の範囲内に充当できるとする「財団法人広島市職員互助会給付規程」（以下、この項において「給付規程」という。）が定められ、これに基づき運用されている。

【本団体における給付に関する規定】

<p>(この規程の趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、財団法人広島市職員互助会運営規則(昭和59年互助会規則第1号。以下「運営規則」という。)第23条の規定に基づき、会員に対する一般給付及び掛金給付(以下「給付」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(市助成金の充当)</p> <p>第12条 市助成金は、一般給付に係る給付金の給付総額の5割の範囲内の額に充当できるものとする。</p>	
--	--

※出所「財団法人広島市職員互助会給付規程」から抜粋

一般給付とは、給付規程の第13条から第16条に規定されている「結婚祝金」、「入学祝金」、「卒業祝金」及び「出産祝金」を指す。なお、詳細な支給条件等は「エ 本団体が実施している福利厚生事業等の概要 (7) 給付金の給付」に記載しているとおりである。

市は、一般給付に対する「給付助成金」及び育成振興事業に対する「育成助成金」を本団体に支出している。特別掛金給付に対しては、市助成金を充当することは望ましくないとの判断から、平成22年度から市助成金は充当されないこととなっている。

給付助成金については、給付規程において、「一般給付に係る給付金の給付総額の5割の範囲内の額に充当できるものとする。」とされている。

育成助成金については、その充当できる事業又は経費、充当割合等に関する規定等は特にない。

市助成金が経費の財源に充てられている「給付・育成経理」の事業区分別の費用とその財源の状況を、次の表のとおり整理した。

【給付・育成経理会計における事業区分別財源状況 (H24年度決算)】(単位：千円)

事業区分	費用	財源	
一般給付	75,836	一般給付掛金	37,918
		一般給付助成金	37,918
特別掛金給付	156,801	特別給付掛金	88,917
		<一般正味財産>	67,884
給付管理費	136	特別給付掛金	136
育成振興費	115,885	育成掛金	48,652
		育成助成金	48,652
		共済組合負担金	101
		水道局負担金	1,527
		借上厚生施設負担金	9,634
		健康増進事業等負担金	7,318

事業区分	費用	財源	
職員会館管理運営費	29,032	育成掛金	13,810
		育成助成金	13,810
		水道局負担金	1,377
		雑収入	35
管理費他 (職員会館を除く)	52,286	掛金	13,504
		<一般正味財産>	12,391
		助成金	25,895
		雑収入	496
合計	429,976		

※出所「給付・育成経理事業に係る決算資料」及び市資料を基に監査人作成

事業区分別の状況を整理すると、概ね次のとおりである。

【事業区分別の単年度収支状況】

事業区分	単年度収支状況	備考
一般給付	収入＝費用	市助成金：職員掛金＝1：1
特別掛金給付	収入<費用	市助成金充当なし、不足分は一般正味財産を充当
給付管理費	収入＝費用	職員掛金のみ
育成振興費	収入>費用	市助成金は一般給付の残額、剰余分の精算なし 剰余金は一般正味財産へ積立
職員会館管理運営費	収入＝費用	市助成金：職員掛金＝1：1
管理費他 (職員会館を除く)	収入<費用	不足分は、一般正味財産を充当

【課題】

育成振興費は、単年度で見ると収入超過であり、超過額は一般正味財産に積み立てられている。

一方、特別掛金給付の平成24年度財源不足額は67,884千円であり、その給付に関して、給付・育成経理正味財産増減計算書を見ると、次のことから、一般正味財産、すなわち、過去の剰余金を積み立てたものを財源の一部としているといえる。

したがって、平成22年度以降における会計処理上、市助成金を充てないこととしている特別掛金給付に、市助成金を間接的に充てているといえる。

- ・平成21年度からは毎期赤字であり、一般正味財産が減少し続けていること
- ・平成24年度も互助年金経理の廃止に伴う繰入金73,412千円がなければ、給付・育成経理は実質的に79,726千円の赤字となっていること
- ・特別掛金給付の費用が156,801千円で、特別給付掛金収入が88,917千円であるから特別掛金給付に係る財源不足額は67,884千円であり、給付・育成経理の実質赤字の大部分が特別掛金給付の財源不足が原因であること

【給付・育成経理に係る貸借対照表の推移】

(単位：千円)

科目/年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
一般正味財産計	733,534	696,472	604,106	547,696	541,930
資産のうち現金預金	779,728	781,974	639,380	582,722	588,845
一般正味財産増減額	12,410	△37,062	△92,367	△56,409	△6,313

※出所「本団体 事業報告書」及び「本団体 決算報告書」を基に監査人作成

本団体に対する助成金は精算を要しないため、剰余金が発生しても返還されることはない。助成金の額は、職員給与の一定割合であり、経費と連動していない。

一般正味財産を構成する資産の現金預金の一部は、市助成金の剰余金のもととなっている。

市が本団体に助成する目的は、設置規則第6条に規定されているとおり、「互助会の健全な育成を図る」ことにある。したがって、市における他の補助金等と同様、収支の状況を把握した上で、不要な剰余金が本団体に留保されないよう、精算手続を行うことが必要であるとする。

【改善案】

今後、不要な剰余金の本団体に留保されないよう、また、助成目的に基づき助成すべき事業及び経費を明確にするよう、助成対象経費、助成率及び精算手続について、助成金要綱を定めるなど、市は、助成金の取扱いに関する規定を定めることが望まれる。

平成22年度以降、市助成金を特別掛金給付の財源としないこととされているが、一般正味財産を介し、平成22年度以降も間接的に財源として充てられている可能性がある。この点に関して、市は検証を行い、必要があれば、補助金の返納や掛金率の見直し等について検討することが望ましい。

なお、本団体は、平成25年10月の一般財団法人への移行に際し、公益目的支出計画を策定し、平成25年度から平成45年度にかけ総額8億円余りを市に寄附することとしている。

(ウ) 鷹野橋職員会館に係る使用条件等の明確化について

【現状】

市は、昭和55年7月から昭和57年3月にかけて、市役所庁舎から約500mの場所に、職員の福利厚生施設として「鷹野橋職員会館」（以下「職員会館」という。）を建設している。その概要は、次のとおりである。

【鷹野橋職員会館の概要】

項目	内容
名称	鷹野橋職員会館
財産区分	普通財産（建物（非木造）） 2,412.52㎡
建設	着工：昭和55年7月 完成：昭和57年3月 建設費：576,811千円
開館年月	昭和57年4月
所在地	広島市中区大手町五丁目
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 5階建 延床面積 2,412.52㎡ なお、施設は、広島市男女共同参画推進センター、広島市営駐車場、広島中央警察署鷹野橋交番、独立行政法人都市再生機構フラワープラザ鷹野橋との合築である。
各階の概要	1階 玄関ホール 2階 体育ホール、トレーニングルーム、更衣室、サービスエリア、事務室、管理人室 3階 第1サークル室、第2サークル室、娯楽室（麻雀）、ミーティングルーム 4階 第3サークル室（和室）、茶室、娯楽室（囲碁・将棋室）、談話室 5階 職員クラブ、和室
開館時間	午前9時から午後9時まで ○職員クラブの営業時間（完全予約制） ・利用時間等 月～金曜日 午後5時～午後10時 土・日・祝祭日は休業
休館日	12月29日から1月3日まで
利用料	職員クラブ以外は無料 ※部外者は有料（本団体への申請が必要）
平面図	<p>2階平面図 3階平面図 4階平面図 5階平面図</p>

※出所「福利厚生の手びき 2011」を基に監査人作成

職員会館の管理運営に当たっては、昭和 57 年 4 月 1 日付けで、次のとおり市長から広島市職員互助会（当時は任意団体）理事長あてに文書が出されており、これが、本団体が職員会館を管理運営する根拠となっている。

【職員会館の管理運営について】

昭和 57 年 4 月 1 日	
広島市職員互助会理事長 殿	広島市長（公印）
鷹野橋職員会館の管理運営について	
職員 ¹ の福利厚生施設として鷹野橋職員会館を建設したので、貴会においてこれを管理運営し、職員 ² の福利厚生事業の充実に努められたい。	

※出所「S57. 4. 1 付け 鷹野橋職員会館の管理運営について」から抜粋

本団体は、昭和 59 年 4 月に財団法人広島市職員互助会として設立されている。
また、同時に広島市職員互助会設置規則が施行されており、その中で、市有施設の使用に関して、無償で利用に供することができることが、次のとおり規定されている。

【広島市職員互助会設置規則】（下線は監査人が付加）

(この規則の趣旨)
第 1 条 この規則は、本市職員の福利厚生を目的として組織する職員互助会（以下「互助会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。
(組織)
第 2 条 互助会は、次に掲げる者を除き、本市職員（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）第 10 条第 2 項に規定する退職派遣者及びこれに準ずる者として市長が認める者を含む。）並びに互助会及び広島市職員共済組合の役員及び職員を会員として組織する。
(1) 臨時的に任用される職員
(2) 非常勤の役員及び職員（これらの者のうち、週 28 時間 45 分以上勤務に服することを条件として雇用される者を除く。）
(事業)
第 3 条 互助会は、 <u>会員に対する給付、貸付けその他の福利厚生事業を行うものとする。</u>
(助成措置)
第 6 条 市長は、互助会の健全な育成を図るため、互助会に対し、毎年度予算の範囲内において、次に掲げる金額を助成する。ただし、互助会がその年度において行うこととしていた事業の一部を停止し、又は廃止したときは、その一部を助成しないことができる。
(1) 会員の給料の総額に 1,000 分の 2.5 を乗じて得た金額
(2) 福利厚生施設の運営に要する経費の範囲内において市長が必要と認める金額
2 互助会が、新たに福利厚生施設を設置する場合若しくは既設の福利厚生施設を増改築する場合において多額の経費を必要とするとき又は互助会の経費に不足を生じたために業務の執行が不可能となつた場合には、市長は、予算の定めるところにより、その必要な経費の範囲内において助成金を交付するものとする。
第 7 条 市長は、 <u>互助会の業務の執行に必要な範囲内において、その職員をして互助会の事務に従事させ、又は市の施設を無償で互助会の利用に供することができる。</u>

※出所「広島市職員互助会設置規則」から抜粋

なお、設立当時の広島市職員互助会（任意団体）に関しては、「広島市職員互助会条例」（設置規則の制定をもって廃止）が制定されており、現在の設置規則と同様、市の施設の使用に関して、市長等の許可を得て無償で使用することができるが、次のとおり規定されていた。

【旧 広島市職員互助会に係る市の施設使用に関する規定】

（事務職員及び施設の利用）

第 43 条 市長は、互助会の業務の執行に必要な範囲内において、その職員をして互助会の事務に従事させることができる。

2 互助会は、事務の執行に必要な範囲内において、市の施設を、当該施設の管理の権限を有する市長、公営企業の管理者又は教育委員会の許可を得て無償で使用することができる。

※出所「広島市職員互助会条例」から抜粋

また、本団体は、職員会館の管理運営に関する規程を、次のとおり制定している。

【職員会館に係る利用者の範囲に関する規定】（下線は監査人が付加）

（この規程の趣旨）

第 1 条 この規程は、財団法人広島市職員互助会運営規則（昭和 59 年互助会規則第 1 号）第 23 条の規定に基づき、会員及びその家族の福利厚生施設である鷹野橋職員会館（以下「会館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用者の範囲）

第 4 条 会館を利用できる者は、次のとおりとする。

(1) 部内者

ア 広島市職員及びその家族

イ 財団法人広島市職員互助会及び広島市職員共済組合の職員並びに家族

ウ 広島市議会議員及びその家族

エ 広島市退職職員及びその家族

オ その他理事長が別に認める者

(2) 部外者

理事長が別に認める者

（利用料金）

第 6 条 部内者の利用料金は、無料とする。ただし、職員クラブ及び部外者の利用料金は、この限りでない。

2 部外者の利用料金は、理事長が定める。

※出所「鷹野橋職員会館の管理運営規程」から抜粋

設置規則において、市は「市の施設を無償で本団体の利用に供することができる。」と規定されている。しかし、実際に利用するに当たって、市と本団体との間で職員会館の管理運営に関する取り決め等の文書は確認できなかった。

【課題】

通常、市が、公有財産（普通財産）を特定の者に使用させる場合は、貸付契約の締結又は管理運営の委託を行うこととなり、その際、使用に関する条件等に関する契約書を交わし、双方でその内容について合意することとなる。

また、貸付契約を締結する際に無償貸付とする場合には、地方自治法において、条例又は議決によることが次のとおり規定されている。

【地方自治法における財産の管理及び処分に関する規定】（下線は監査人が付加）

（財産の管理及び処分）

第 237 条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。
2 第 238 条の 4 第 1 項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

※出所「地方自治法」から抜粋

本件職員会館の場合は、市と本団体との間で契約書は交わされていない。協定等も存在していない。

管理運営に関する市長から本団体理事長あての文書にも、詳細な条件等は記載されていない。

さらに、設置規則において、本団体は「本市職員の福利厚生を目的として組織する」と規定されている。本団体の規程においても、職員会館は「会員及びその家族の福利厚生施設である」と規定されている。

退職者に係るサービスが市における福利厚生事業の一環として位置付けられているといっても、本団体及び職員会館の設立目的は、本団体の会員を対象としていることから、会員ではない市退職者及び市議会議員を「部内者」として市職員と同列に列挙し、利用料も無料となっている現在の規程及び運用は、設立目的と整合していないように見受けられる。

【改善案】

市は、職員会館の管理運営に関して、公有財産を使用させる条件等を文書により明確にすることが望まれる。

また、職員会館の設置及び運用に係る規程上の利用者の範囲を見ると、市退職者及び市議会議員が会員と同列に列挙されている。この規定は設立目的と整合していないように見受けられるため、整合するよう見直すことが望ましい。

なお、公有財産である職員会館の有効活用について、次の「(エ)」に記載している。

(イ) 鷹野橋職員会館の有効活用のための運用見直しについて

【現状】

「(ウ)」に記載しているとおり、市は、市役所本庁舎の近隣に鷹野橋職員会館（以下「職員会館」という。）を所有しており、本団体が管理運営に要する経費を負担している。

職員会館の利用状況は、次のとおりである。

なお、職員が利用するほか、市が業務上使用する場合もある。

【職員会館の各施設の利用状況】

		H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
体育ホール	件数(件)	682	685	679	234	649
	人数(人)	8,226	8,031	8,597	3,503	7,629
	利用率(%)	95.0	95.4	99.9	95.9	90.4
第1サークル室	件数(件)	303	255	379	125	308
	人数(人)	4,074	4,238	5,242	1,890	3,881
	利用率(%)	42.2	35.5	55.7	51.2	42.9
第2サークル室	件数(件)	268	213	295	89	187
	人数(人)	2,766	2,281	3,102	899	2,101
	利用率(%)	37.3	29.7	43.4	36.5	26.0
ミーティングルーム	件数(件)	268	393	336	89	262
	人数(人)	2,987	3,508	3,974	986	2,990
	利用率(%)	37.3	54.7	49.4	36.5	36.5
第3サークル室	件数(件)	179	158	226	90	153
	人数(人)	2,231	1,706	2,518	953	2,138
	利用率(%)	24.9	22.0	33.2	36.9	21.3
茶室	件数(件)	77	49	79	29	64
	人数(人)	519	361	411	184	456
	利用率(%)	10.7	6.8	11.6	11.9	8.9
小計	件数(件)	1,777	1,753	1,994	656	1,623
	人数(人)	20,803	20,125	23,844	8,415	19,195
	利用率(%)	41.2	40.7	48.9	44.8	37.7
娯楽室	人数(人)	1,572	1,260	1,232	406	667
サービスエリア	人数(人)	1,546	1,991	2,329	870	2,692
和室	人数(人)	78	93	126	16	276
職員クラブ	人数(人)	2,234	2,104	1,764	462	838
利用人数合計	人数(人)	26,233	25,573	29,295	10,169	23,668

注) 利用率=利用件数/(利用可能日数×2(～17:00と17:00～の利用))

なお、H23年度は、8月から3月まで休館しているため利用が少なくなっている。

※出所「本団体資料」を基に監査人作成

また、職員会館の管理運営に係る収支は、次のとおりである。

【会館の管理運営に係る収支状況】

(単位：千円)

収入	H24 年度決算額	支出	H24 年度決算額	
掛金収入	13,810	管理費	29,030	
市助成金収入	13,810	需用費	12,081	
負担金収入	1,377		消耗品費	761
雑収入	35		光熱水費	4,149
			修繕料	7,170
			通信運搬費	217
			保険料	45
			委託料	16,593
			雑費	91
			減価償却費	2
			収入合計	29,032

※出所「本団体 決算参考資料」を基に監査人作成

【課題】

利用状況を見ると、体育ホールは90%を超える利用率となっているが、それ以外
は概ね10%程度から40%程度である。

時間帯別の利用状況は明らかではないが、正午から午後1時までのいわゆる昼休み
時間帯を除き、市職員が業務時間中に、職員会館の施設を利用することは少ないと考
える。

職員会館は規程上、部外者も利用できることとなっている。しかし、市のホームペ
ージを見ても、広報紙等において、災害時の避難場所として名称が記載されているだ
けであり、施設の概要及び利用手続に関する記載は一切発見できなかった。

市民からの質問及び回答を掲載している「よくある質問と回答」にも、本団体が運
営している、市役所の食堂に関する記載はあるが、職員会館についてはない。

本団体のホームページにも、職員会館の利用に関する記載はない。

職員会館は市の貴重な財産であることから、財産の有効活用を図ることが必要であ
ると考える。

【改善案】

職員会館は公有財産である。さらなる公有財産の有効活用のため、市は、職員の利
用状況を分析し、時間帯により利用が少ない場合は、市民が利用しやすい環境となる
よう、ホームページ等で施設の概要や利用手続等を広報するなど、運用を見直すこと
が望まれる。

また、そもそも、職員の利用が少ない部屋については、他の用途への活用も含め検
討することが望ましい。

(カ) 市民に対する福利厚生事業に関する公表内容等の充実について

【現状】

市は、毎年度、「地方公務員法」第 58 条の 2 及び「広島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」（以下、この項において「市人事状況公表条例」という。）第 6 条に基づき、人事行政の運営等の状況を公表しており、その中で、職員の福祉及び利益の保護の状況として、本団体の概要について公表している。その内容は、次のとおりである。

【本団体に関する公表内容】

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員互助会及び職員共済組合の事業概要

ア 市職員互助会

(イ) 会員は水道局職員及び臨時職員を除く市職員であり、会員数は平成 25 年 3 月 1 日現在 14,502 人です。

(ロ) 事業内容

給付・育成 振興経理	給付	結婚祝金・入学祝金等の支給
	育成	総合文化祭、体育行事、健康増進事業、文化・娯楽行事等入場料助成、体育奨励事業、サークル育成、借上厚生施設事業、職員会館管理運営等
貸付経理		生活資金貸付金事業
互助年金経理		互助年金事業
事業経理		生命保険等団体取扱、積立年金、物資販売事業、物品貸付事業
東京会館経理		東京会館管理運営

(ハ) 掛金率（平成 25 年 3 月 1 日現在）は、会 員 給料月額 の 4/1,000

事業主 給料月額 の 2.5/1,000 です。

(ニ) 事業費は 7 億 7,279 万円(平成 24 年度決算額)であり、市の助成金は 1 億 2,682 万円です。

(ホ) 事業等見直し

互助年金事業及び東京会館管理運営の廃止、香げ料の給付金額改定、特別せん別金の廃止

※出所「H25.8.30 付け 平成 24 年度 広島市人事行政の運営等の状況」から抜粋

地方公務員法及び市人事状況公表条例における根拠規定は次のとおりである。

【地方公務員法における規定】

(人事行政の運営等の状況の公表)

第 58 条の 2 任命権者は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

2 人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、業務の状況を報告しなければならない。

3 地方公共団体の長は、前 2 項の規定による報告を受けたときは、条例で定めるところにより、毎年、第 1 項の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前項の規定による報告を公表しなければならない。

※出所「地方公務員法」から抜粋

【広島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例における規定】

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者の報告)

第2条 任命権者は、毎年7月31日までに、市長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(任命権者の報告事項)

第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。以下同じ。)の任用の状況
- (2) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況
- (3) 職員の分限及び懲戒の状況
- (4) 職員のサービスの状況
- (5) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- (6) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (7) その他職員に関し市長が必要と認める事項

(公表の時期)

第6条 市長は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年8月31日までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 広島市報に掲載する方法
- (2) 市役所前の掲示場に掲示する方法
- (3) 広島市公文書館において閲覧に供する方法
- (4) インターネットを利用して閲覧に供する方法

※出所「広島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」から抜粋

また、平成18年に、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」が総務事務次官から次のとおり通知されている。

この中で、「福利厚生事業については、点検・見直しを行い、適正に事業を実施するとともに、事業の実施状況等を公表すること」とされている。

【地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について】

4 その他

- (1) 福利厚生事業については、点検・見直しを行い、適正に事業を実施するとともに、事業の実施状況等を公表すること。これらの取り組みを通じ、住民の理解が得られるものとなるよう、職員互助会への補助についても見直しを図ること。

※出所「H18.8.31付け 各都道府県知事及び各政令指定都市市長あて 総務事務次官通知」から抜粋

総務省では、上記通知等を受け、「地方公共団体における福利厚生事業の状況について」を毎年公表している。

指定都市における互助会等の福利厚生事業の公表状況は、次のとおりである。

【指定都市における互助会等の福利厚生事業の公表状況】

公表対象 団体 ※1	公表 団体 ※2	媒体			主な公表内容						
		ホ ー ム ペ ー ジ	広 報 誌	公 報	個 別 事 業 内 容	個 別 事 業 実 施 件 数	個 別 事 業 実 績 額	互 助 会 名	互 助 会 会 員 数	互 助 会 公 費 補 助 等 総 額	互 助 会 公 費 補 助 率
札幌市	○	○			○	○		○	○	○	○
さいたま市	○	○						○	○	○	○
千葉市	○	○			○	○	○	○	○	○	○
川崎市	○	○			○			○	○	○	○
相模原市	○	○						○	○	○	
静岡市	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
堺市	○	○	○		○			○		○	○
岡山市	○	○			○			○		○	○
広島市	○	○		○	○			○	○	○	○
北九州市	○	○		○	○			○	○	○	○
福岡市	○	○		○	○			○	○	○	○
熊本市	○	○			○			○	○	○	○
計	12	12	2	3	10	3	2	12	10	12	11

注1) 平成24年度予算において、互助会等に対する公費支出を行っている各指定都市の市長部局における福利厚生事業の公表状況を示している。

注2) 福利厚生事業の公表状況とは、平成22～24年度のいずれかに独自互助会等において実施された職員に対する福利厚生事業についての公表状況。

※1 公表対象団体とは、平成24年度予算において互助会等に対する公費支出を行っている団体。

※2 公表団体とは、公表対象団体のうち互助会等が行う福利厚生事業等を公表している団体。

※出所「H25.2.8 付け地方公共団体における福利厚生事業の状況について」から抜粋

【課題】

地方公務員法第58条の2において、市は、任命権者からの報告の概要を公表することとされているため、現在、市が公表している内容は、地方公務員法及び市人事状況公表条例に基づいたものであるといえる。

しかし、他市を見ると、住民の理解が得られるものとなるよう、福利厚生事業の詳細な内容を公表している事例も見受けられる。

静岡市では、ホームページにおいて、「人事行政の運営等の状況」とは別に「互助会のあらまし」として、個別の事業内容（前年度決算、当年度予算）を公表している。

また、札幌市では、ホームページにおいて、出資団体（出資割合7.8%）として、経営状況等が掲載されているほか、団体（一般財団法人札幌市職員福利厚生会）のホームページにおいて、定款、前年度事業報告及び決算書並びに当年度事業計画書及び予算書が公表されており、詳細な事業内容及び事業実績等が把握可能である。

本団体について、平成25年10月現在、寄附行為、事業報告書及び決算書等の情報は、本団体の事務所において閲覧に供されているものの、ホームページ等では公開されていないため、市民がその内容を把握することは困難であると考えられる。

【改善案】

市は、本団体に対する助成金に係る事業内容等の公表に当たって、他市の事例等を参考に、本団体のホームページ内容を見直すことやより詳細な情報を公表することなどにより、市民が理解しやすいよう、公表内容を充実させることが望まれる。

(カ) 本団体等互助会組織の統合の検討について

【現状及び課題】

市の職員を会員とする互助会組織は、市水道局職員を会員とする「広島市水道局職員互助会」（以下、この項において「水道互助会」という。）及び市水道局職員を除く市職員等を会員とする本団体がある。

なお、水道互助会に関する監査の結果及び意見については、「(7)」に記載している。両団体の概要は、次のとおりである。

【市職員を会員とする互助会組織の概要】

	一般財団法人広島市職員互助会	広島市水道局職員互助会
設立	昭和 37 年 12 月設立 昭和 59 年 4 月財団法人化 平成 25 年 10 月一般財団法人へ移行	昭和 37 年 12 月設立
会員 (注)	市水道局職員を除く市職員、非常勤職員	市水道局職員、非常勤職員
会員数	H25. 3. 1 現在 14,502 人	H25. 4. 1 現在 721 人
事務局	市企画総務局人事部福利課職員が一部併任	市水道局人事課職員が兼務

注) 非常勤職員のうち、勤務時間が週 28 時間 45 分に満たない者は除く

両団体における事業主負担率及び会員掛金率は、同じとなっている。

(平成 24 年度は、事業主 2.5/1,000、会員 4/1,000)

給付事業はほぼ同様の事業を実施しており、その他の事業についても、映画館入場券補助、プレイガイド利用補助等は同様の事業を実施している。

また、鷹野橋職員会館の管理運営事業及び借上厚生施設事業については、本団体が実施し、水道互助会は、一部負担金を本団体に支出することで、水道互助会会員が両施設を利用できるようにしている。

両団体の平成 24 年度の財務状況は、次のとおりであり、いずれも支出額を超える繰越金等を有している。

【各互助会組織の財務状況 (H24 年度決算)】

(単位：千円)

	一般財団法人広島市職員互助会	広島市水道局職員互助会
収入額	543,781	39,398
支出額	669,084	38,395
年度末繰越金等	<一般正味財産残高> 875,036	<次年度繰越金> 60,043

注) 水道局互助会の収入額及び支出額は内部取引及び前年度繰越金を消去し計算している。

なお、市の調査によると、全国の 20 政令指定都市中、水道局職員が別の互助会組織となっているのは、4 市（横浜市、川崎市、神戸市及び岡山市）となっている。

各互助会組織における平成 24 年度負担金は、事業主負担(市助成金)が 2.5/1,000、掛金(職員)負担が 4/1,000 である。なお、平成 25 年 10 月からは事業主負担が 1.5/1,000、掛金負担が 4/1,000 となっている。

事務局事務について、水道互助会は、水道局人事課職員が兼務している。したがって、事務局事務に関する人件費を実質的に水道局が負担しているといえる。

事務局事務に関して、本団体と水道互助会に大きな相違はないため、市負担の軽減のため、事務局事務を統合することも可能であると考ええる。

また、本団体は、平成 25 年 10 月に一般財団法人に移行するに当たり、公益目的支出計画を定め、平成 25 年度から平成 45 年度にかけ総額 8 億円余りを市に寄附することとしている。

「(イ)」に記載しているとおり、現在は、約 5 億円余りの現金預金の内部留保はあるが、公益目的支出計画の進捗に従い、今後は、内部留保に頼らない経営が求められる。

その場合にあっても、本団体の設立目的である「広島市の職員の福利厚生及び広島市民の福祉の増進を図り、もって公務の円滑かつ能率的な運営を確保するとともに公共福祉の向上に寄与すること」を達成するべく取り組むことが必要であり、現在よりも一層、会員である市職員等のニーズを踏まえた効果的な事業の選択や、市民の理解が得られるような事業の実施等が求められる。

一方、水道互助会については、現在、繰越金の処分方法に関する方針は決定されていないが、平成 26 年度には市に対し余剰の繰越金を返還する予定とのことである。

そうであれば、本団体と同様、繰越金に頼らない経営が求められ、本団体と同様のことがいえる。

その場合、経営の効率化を図る必要があり、事業内容の見直しに加え、事業の実施方法及び事務局事務の実施方法についても見直す必要があると考ええる。

【改善案】

互助会組織について、市全体としての事務局事務の効率化をはじめとする経営の効率化を図るため、市は、関係機関で協議の上、両団体の統合等を検討することが望まれる。

なお、これまでの設立及び運営の経緯や費用対効果を踏まえ、次のような方法も考えられる。

- ・ 両互助会の組織自体は存続したまま、事務局事務を市職員互助会に委託し、集約する方法
- ・ 両互助会組織を統合するが、当分の間、それぞれ従来の組織に対応する会計を設け、別会計とする方法
- ・ 会計も含め、両互助会組織を統合し、経理を一体化する方法